

議案第14号

富津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

富津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

印鑑登録証明書の交付に際し、個人番号カードを用いたオンラインによる申請を可能とするため、条例の一部を改正するものである。

富津市印鑑条例の一部を改正する条例

富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「同法」を「公的個人認証法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（公的個人認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、電子情報処理組織（本市の電子計算機と印鑑登録者の電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、住所地へ郵送することによりその交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。